

イヘ子ヅミ	蔬穀 菜叢	ノズミ同前	モグラ	ノウサギ	果樹	モグラ		
年中よく發生す秋及冬殊に多し			秋季田水の排除せらるゝや稻穂を盗み陸稻は種子を食害せらるゝのみならず莖の下部より噛切る麥、大豆、甘藷、桑、果樹も大害を被ることあり			野鼠チブス菌を蕎麥粉に混じ園子となし鼠穴内に投入して毒殺す、猫いらす又はストリキニ子を混したる蕎麥團子を以て毒殺するも良し		

スズメ	カラス	トノサマカヘル	種種 實子	果物及 苗代	カ ラ ス	ス ズ メ
山間部に多し赤色小形の蚯蚓状をなし湿地を好み低濕なる苗代又は溝池沼等に棲息し日中温暖	群を爲して集來すること有り夏期銃殺を禁せられ居るを以て驅除容易ならず	五六月頃交尾產卵の爲め來り荒時々水を干すこと、苗代の周圍に柵を作るもよし	地方により特に被害著しきところあり	冬期樹皮を噛食して害あり 樹幹に石灰乳又は亞硫酸加用濃ボルドウを塗抹すべし 果樹の下端に粗朶を置くべし	土を揚げて害あり 竹製の土龍ワナを用ふれば効有	届出により銃殺認可せらるる時はタールに浸したる藁を下げ樹幹等の被害個所は革果腐爛病に準じて切開消毒すべし

整地の際石灰窒素を犁入すべしアセボ剪汁(アセボ十貫匁を四斗の水に煮出し坪二升の割)撒布或はアセボ生葉坪二百匁むは乾燥葉坪百匁の割にて細碎して鉤込

ナメクジ モノアラヒガ	カヒミヂンコ (シブリス)	アカダニ カヒコノダニ (ス)テイクロイデ	ユリミミズ 苗代
蔬桑 菜	苗代	蔬果桑 菜樹	蟲兒
年三回發生圃場に發生するものは主として黒色の種類なり卵は半透明椭圓形なり 五月月中旬より夏日引續き產卵し孵化後一ヶ月を経て体長八分に達す多濕期に被害甚しく晝夜の別無く葉の軟組織を食し乾燥せ時は日中地際に潜伏す	諏訪郡に發生多く種類の芽立ちたる時激しく動搖し害甚し 石油乳剤六十倍液にて殺滅す クレオリン百三十倍液にても驅除の効あり 水田にタニシ多く出たる場合蕎麥の乾稈、乾葉、蕎麥殼等を撒布すれば驅除の効ありモノアラヒガヒにも有効なるべし	殊に甚し葉縁を吸收す爲に葉は飛白状を呈し枯る 嫩葉を食どし葉上に登りて苗を倒伏せしめ發育を有すること少	年數回發生し成蟲にて越冬す 體は橢圓形にして四對の脚を有し全身に微毛あり概ね赤色を呈す、体長二厘内外年數回の發生を營み成虫又は卵體にて枝幹落葉中等に越冬す、卵は球形にして赤し、晴天連續する時は被害に依る
石灰又は煤撒粉、石灰乳撒布、魚肥、堆肥、古薦等に米の磨き汁をかけ誘殺す、害虫体に鹽化石灰5%液・薄き石灰硫黃合液・ボルドウ液・硫酸銹土の薄き溶液又粉剤の撒布有效也と云ふ桑株直し後桑株は乾土を以て覆ひをく時は被害なし	石灰乳・過石灰ボルドウ液等により驅除す、石灰畝當り一貫目を乳状となし撒布又はボルドウ液坪二升灌注し一夜置き翌日水をかけ流すデリス剤撒布有効なり	石灰硫黃合劑・硫黃華・石油乳剤・除虫菊石鹼水・六液・デリス剤何れを灌布するも亦可なり 智利硝石百二十匁を水六斗に溶解して撒布するも亦良しと云ふ	麥蛾の幼虫蠶箔の竹を害する象虫の幼虫等に寄生す 新らしき蠶箔麥稈麥俵等には該虫附着の虞あれは二硫化炭素を以て燻蒸して使用すべし 整地の際ジキタリス・ハナヒリノキ・コクサギ・クラブ・ニガキ・ハナシヨモギ・の乾マドコロ等の根五百匁を漬し其の液を一剪汁を一坪に撒く胡桃の生皮を加ふれば効倍々加はる云ふ 播種後該蟲の發生を認めたる時は充分排水したる後蠶箔撒布(デリス液百倍液を十一坪二合撒布) 或は前記各種驅蟲植物の濃き煮汁の灌注 水又はバイケイソウ・トコロ根碎きを試み二日間放置したる後水を引き入れる

なる時は地表に半身を現し水中に動搖す之れが爲め糲種を漸次泥中に沈降し腐敗せしむる有機質多き苗代に被害多しこの虫は蛋白質を好みて殖えるなるべし大豆粕を施肥するご多くなり化學肥料を施す時其の増殖遲し(驅除法目下試験研究中)

カタツムリ	同前	年一回の發生なり日中根元に隠る	前種に準す
ニハトリハジラミ	家禽	鶏に寄生し殊に稚鶏に大害を加ふ体赤色を帶び体長五厘有り	除虫菊石鹼水、六液又は除虫菊に浸して塗布し濕潤ならしむべし雛には多量を用ふべからず
ブタジラミ	豚	ヘマトビヌスは豚に寄生するこ易しこあり体長一分餘あるを以て見	人体ケジラミに準す
モニワトリワク	家禽	微小のダニにして鶏舍の隙間にかくれ夜間出でゝ血液を吸收す	人子ミドコブテス蟲によりて起る石鹼水にてよく洗滌したゞ後クレオリン、硫化加里一〇%液又は石灰硫黃合剤五〇倍液塗付するも可
ニワトリカイセンチユウ	家禽	肉冠肉髯にありては痴皮を生し小結節を爲す脚にありては鱗屑様のものを生し後黃色の厚き痴皮を爲す	鶏舍を密閉し硫黃又は二硫化炭素燻蒸を行ふ、石灰硫黃合剤を充分に撒布す石鹼水の撒布亦可除虫菊石鹼水(デリス液等)の有効なること勿論なり

## 附 錄

### 其一 病害虫關係書類

病害虫の研究に際し参考すべき圖書は甚多數にして和書のみにても數十卷に達す到底枚舉に關あらざるなり、今次に其主要なるものの内手頃のものにして驅除豫防法の説明を主とするもの二三を摘録して縦讀に便せんこす特種のものに就きて調査資料を得んとせば來り質さるべし

- 一、農作物病學 農學博士堀正太郎氏著 東京市日本橋區三丁目成美堂發行 價一、六〇位、主として作物病害に就きて詳細なり
- 二、植物病害講話 著者發行者右に同じ、二卷にて價三、〇〇位 植物病害に就き断片的の面白き記事を蒐む
- 三、農作物病害防除要覽 卜藏梅之丞氏著 東京市日本橋區通一丁目青木嵩山堂發行 價五〇位、作物蔬菜果樹等多數の病害につきて其防除法を表示せり
- 四、增訂作物病害豫防驅除法 卜藏梅之丞氏著 東京市京橋區南傳馬町一ノ一西ヶ原叢書刊行會發行 價八、五〇位 八百餘頁の大冊にして病害防除法を詳記せり
- 五、農用昆虫學講義 植物検査所長米國理學士 桑名伊之吉氏著 成美堂發行 價三・五

○位、作物蔬菜果樹等多數の害虫につきて其形態習性驅除法を詳記せり圖版多し

六、農業園藝害虫防除要覽 高橋獎氏著 東京市南傳馬町二丁目有隣堂發行 價、五〇位  
凡ゆる農作物の害虫に就きて簡単に習性及驅除法を表示せり

七、米麥之害虫 村田藤七氏著 嵩山堂發行 價一、五〇位、稻麥及貯藏穀物の害虫につきて詳かなり殊に稻螟虫等につきては著書の精細なる研究を網羅せり

八、實用園藝植物害虫驅除法 深谷徵氏著 東京市本郷區千駄木町五〇日本園藝研究會發行 價一、八〇 果樹蔬菜の害蟲に關する良参考書なり  
桑樹の病害虫に關しては理學士農學士遠藤保太郎氏著最新桑樹栽培學（東京市日本橋區箔屋町丸山舍發行 價五、五〇位）及同氏著最新桑樹栽培教科書（東京市神田區錦町一丁目明文堂發行 一、八〇位）の記事正確なり、一般病理書として農學博士堀正太郎氏著 農作物病學教科書（成美堂）も亦参考の價値大なり、月刊の専門雜誌二種あり、病害虫雜誌（東京市小石川區原町日本植物愛護會發行年四、二〇）及昆虫世界（岐阜市大宮町名和昆虫研究所發行年一、二〇）是れなり

## 其二 病害虫防除用藥品器具販賣者

供給品名 販賣者所 在地

サクセス式噴霧器、撒粉器～ 横濱植木株式會社 横濱市中村町

米澤式噴霧器	米澤製作所	東京市京橋區桶町
宿谷式噴霧器	角谷商會	東京市淺草區福富町二八
小川式噴霧器	藤井正一	岡山市弓ノ町縣農會前
河村式噴霧器	河村工場	廣島縣福山市住吉町
牛田式噴霧器	牛田工場	東京市芝區白金三光町一五七
小島式誘蛾燈、苗代害虫 驅除器、驅除劑等	木内	熊本市南千反畠町坪井郵便局前
防腐劑驅虫劑紙製燻蒸天幕等	日本農具株式會社	靜岡市江川町
布製燻蒸天幕	小松原長二郎	岡山市久山町一二
燻蒸天幕及藥品類	西ヶ谷商會	靜岡縣江尻町
燻蒸箱寒暖計比重計及藥品類	須賀孟伯	東京市本郷區金助町二七
小鳥式益虫保護器	松野商店	東京市神田區東松下町五
寒暖計比重計及藥品類	寒暖計比重計及藥品類	日本植物愛護會 東京市小石川區原町十二
葡萄根蚜虫抵抗性砧木	中込果樹園	山梨縣西山梨郡國里村國玉
藥品並器具類、葡萄根蚜虫抵抗性砧木	日本柑橘會	靜岡縣入江町
藥品並器具類、葡萄根蚜虫抵抗性砧木	日本農園	東京府下澁谷町道玄坂

- 丸北石灰硫黃合劑 ..... 北村新兵衛 ..... 静岡縣清水町  
 濃厚石灰硫黃合劑、砒素劑其他 ..... 特殊なる殺菌驅蟲、劑器具類等 ..... 村井商店 ..... 大阪市南區難波稻荷町  
 藥品類 ..... 永壽屋 ..... 長野市大門町  
 藥品類 ..... 能登屋 ..... 長野市問御所町  
 除蟲菊粉 ..... 同 ..... 東洋除蟲菊貿易合資會社 ..... 和歌山縣有田郡保田村山田原  
 追補 ..... 同 ..... 東洋除蟲菊貿易合資會社 ..... 名古屋市東區京町二丁目  
 改良宿谷式噴霧器 ..... 宿谷製作所 ..... 東京市下谷區真島町  
 粉末石鹼 ..... 石油乳劑石鹼株式會社 ..... 東京市芝區烏森町五番地  
 木材防腐防蟲劑 ..... 東洋木材防腐株式會社 ..... 大阪市北區中島町三丁目  
 青酸加里二硫化炭素 ..... 松村商店 ..... 東京日本橋小舟町三丁目  
 バリスグリン砒酸鉛 ..... ライム驅蟲劑等 ..... フ井ロキセラ免疫砧木苗木類 ..... 古河電機工業會社大井試驗所 ..... 東京府荏原郡平塚村下蛇窪  
 除蟲菊粉 ..... 同 ..... 旭除蟲菊株式會社 ..... 和歌山縣箕島町  
 同 ..... 大日本除蟲菊粉株式會社 ..... 山形縣東村山郡金井村下志田  
 同 ..... 大日本除蟲菊粉株式會社 ..... 大阪市西區土佐堀三丁目  
 同 ..... 大正除蟲菊株式會社 ..... 和歌山縣箕島町

- ゴム手袋ゴム筒袖 ..... 西川ゴム商店 ..... 東京市神田區今川橋  
 ゴム手袋 ..... 山城屋藥店 ..... 下高井郡中野町  
 石灰室素 ..... 嶋田商會東京出張所 ..... 東京市日本橋區本町二丁目  
 濃厚石灰硫黃合劑 ..... 吉田園藝株式會社 ..... 上水内郡吉田町  
 銅石鹼 ..... 濱野商事株式會社 ..... 東京麹町區有樂町一ノ一  
 硫曹液(石灰硫黃合劑) ..... 大日本人造肥料會社大阪支店 ..... 大阪市西區川口町  
 クロロピクリン、二硫化炭素 ..... 三共株式會社 ..... 東京日本橋區室町三丁目  
 昇汞、フオルマリン、硫酸銅 ..... 岡田化學工場 ..... 名古屋市東區松山町  
 其他病虫防除藥品 ..... 太陽印粉末石鹼 ..... 柳屋商會 ..... 東京市青山三丁目  
 デリス劑 ..... デリス製劑株式會社 ..... 東京市外南品川百反七八六  
 クレオリン ..... 大彦製劑所 ..... 東京市外田端四九四  
 猫いらず ..... 成毛商店 ..... 東京市日本橋本石町三丁目  
 驅蟲用粉煙草 ..... ヤマト種苗農具株式會社 ..... 東京市外目白高田町  
 噴霧器(防火兩用) ..... 合名會社東洋商會 ..... 東京本鄉區湯島天神町  
 藥品類 ..... 山林堂 ..... 上田市原町  
 藥品類 ..... 湯田藥店 ..... 長野市權堂町

泥負虫驅除器

堀内龜太郎

謙訪郡原村

保米袋

早崎彌兵衛

大阪市東區淡路町二丁目

其三 殺菌剤驅蟲剤原料價格 (大正十年十二月下旬長野市に於ける時價を主とす)

材料の名稱	單位	價格(圓)	備考
石油	一罐(一斗)	四、〇〇一五、〇〇	乳劑には良品を注油用には廉品を使用すべし
輕油	同(一斗)	四、〇〇一五、〇〇	
魚油	一升	二、〇〇一四、〇〇	
コールタール	一罐(一斗)	三、五〇	
亞硫酸	一封度	〇、四八一〇、八五	工業用は安しこの方にて可
砒酸鉛	同	一、〇〇	亞砒酸鉛とも云ふ横濱植木會社等にて發賣せり
パリスグリーン	同	〇、八〇一一、〇〇	綠色砒石又は巴里綠劑とも云ふ

硫酸	同	〇、一四一〇、一五	
洗灌曹達	同	〇、〇五一一〇、七〇	粗製の炭酸曹達なり
強アンモニア水	一封度	〇、五八一〇、七〇	
消石灰	灰	一八貫匁俵	
石灰窒素	生石	一(五貫匁)罐	
硫酸	粉石	一(四十匁)箇	
洗灌石鹼	浮石	一(百匁)箱	
炭酸銅	粉鹼	一(二十匁)箇	
硫酸銅	洗灌石鹼	一(二〇匁)箇	
同	同	一、〇〇一一、二五	
同	同	〇、二〇一〇、三〇	
同	同	〇、〇五一一〇、〇六	
同	同	〇、一五一一〇、二〇	
同	同	一、一〇	
同	同	七、五〇	

除蟲菊粉	同	○、七〇一〇、八〇	液剤として浸出して使用するには價安きものにて宜し粉剤としては新鮮なるものを選擇すべし
フォルマリン	同	○、八〇一一、〇〇	
二硫化炭素	同	○、二五一〇、四五	些少にても沈澱物あるものは避くべし五十封度入大壠にて購入せば安價なり
青酸カリ	同	○、三八一〇、五〇	
ナフタリン	同	○、二五一〇、三〇	最良品は一圓内外
硫黃華	一斤	○、一一一〇、一八	
クロロビクリン	一封度	三、五〇	
百部根	一斤	○、七〇一一、二〇	
デリス粉	一封度	一、二〇	
デリス液	一升	三、〇〇	デリス製剤株式會社
		百倍乃至二百倍として使用	

猫いらず	一封度	四、〇〇	成毛商店
粉煙草	五〇〇匁	〇、五〇	専賣局製
硫酸鐵	一封度	〇、〇五一一〇、〇七	なるべく工業用品中良品を選ふべし
昇汞	一封度	二、六〇一三、二〇	
酸曹液	一罐一斗	三、五〇	酸曹株式會社製品
石灰硫黃合劑	同	一、九〇	吉田園藝會社製品
クレオリン	一封度	〇、四〇一〇、五〇	
タンブルード	同	一、〇〇	和製のライム驅蟲劑にて可なり
松脂	同	〇、二〇一〇、二二	
アルコホル	同	〇、七〇一〇、七八	

#### 其四 農作物農產物病害蟲防除關係法規

一九六

本邦に於ける農作物病害蟲驅除豫防に關する法令の發布は明治十八年農商務省達第四十三號を以て嚆矢とす同達は府縣に於ける田園害蟲驅除豫防規則制定の標準を示すに止まり不備の點少からざりしが明治二十九年法律第十七號を以て害蟲驅除豫防法を發布せり本法は主として地方長官の權限の側より規定を設け兼て被害田畠作人及市町村の責任を明にせり本法は發布の當初適用の範圍を全く蟲類にのみ限られたるも蟲類以外の動物及菌類の被害大なるものあるを以て明治卅五年範圍を擴張せり（同年二月法律第九號）これ現行法律なり然れども本法は雜草の芟除に關しては何等の交渉を有せざるものとす  
病害蟲の種類は地方に依りて同一なるざるのみならず一地方に於て經濟上至大の關係を有する病害蟲も他地方に於ては殆ど省るの價值無き場合無しとせず故に害蟲驅除豫防法に於て國家は防除すべき病害蟲の種類及其方法の制定を地方長官に命し地方長官は豫め主務大臣の認可を經て當該地方に於ける農業經濟上須要なる關係ある病害蟲を指定し縣令をして公布し害蟲發生したる時又は發生の兆ある時地方長官は其都度該法令に順ひ作人をして驅除豫防を行はしむ害蟲驅除豫防法取扱手續は其主法たる害蟲驅除豫防法の施行細則にして害蟲驅除豫防法運用に關し地方長官の執るべき諸種の手續を規定したるものなり本縣に於ては右取扱手續に基き主務大臣の認可を經明治三十五年縣令第四十七號を以て害蟲驅除

豫防規則並害蟲驅除方法を發布せり 其後星霜を閑すこと十有九年此間病害蟲種類の増加せるもの渺からざるのみならず植物病理學及農用昆蟲學の進歩亦著しきものあり到底縣令に制定せる防除法にのみ據る能はず近く縣令改正の運びに至る可きを信す

國家は蠶絲業の發達を助長せんが爲めに 明治三年八月蠶種製造規則を發布し其後年と共に幾多の改廢を行ひ或は蠶種取締規則となり或は蠶種検査法に變じ更に 明治四十五年一月蠶絲業法の公布せらるゝを見るに至れり本法の公にせられてより僅々數年に過ぎずと雖其間斯學の發達著しきものあり斯業の是れに對應して制度施設の新たなる計畫を必要とするものあるに至れるを以て第卅九議會の協賛を經大正六年七月法律第十六號を以て改正發布せらるゝ處あり本法は主として蠶糸界に於て論すべき範圍なりと雖桑苗生産業は普通農業に密接なる關係あるを以て吾人茲に一言勿るべからず桑苗生産業者は當然一般作物害蟲驅除豫防法の制裁を受くるのみならず改正蠶絲業法に依りて新に規定せられたる個條少なからず該法律は桑苗生産業者の意義を明かにし（大正六年省令第卅三號同法施行規則第七十四條）當該官公吏の臨檢其他取締上必要の爲桑苗圃に標木を建つるを命じ（同施行規則第七十七條）桑苗生産業者は其の場所に在る桑苗の葉を摘採する事能はざるは勿論更に發育不良なる桑苗及紫紋羽病菌白紋羽病菌根朽病菌又は桑介殼虫附着せるものは之を譲渡するを得ざるに至れり

森林に害蟲發生したる時は前述の害蟲驅除豫防法を適用せり（同法第六章參照）

一九七

以上の法規は何れも國內の病害蟲並其他の有害動物を防除する目的として制定せられたるものにして海外より侵入せんとする病菌害蟲は植物検査法規（輸出入植物取締法大正三年法律第十一號輸出入植物取締法施行規則大正三年省令第廿七號）に従ひ貿易港に於て我版圖内に襲來するを防禦しつゝあり

即植物を外國及殖民地と交易せんとする場合には該取締法規に依りて其植物及容器包裝に使用したる物に付植物検査官吏の検査を受くるを要し検査官吏は検査の結果病菌害蟲附着すと認めたる場合には消毒焼棄輸移出入禁止其他必要なる處分を爲す事を得植物検査官吏税關官吏又は警察官吏 本法又は本法に基きて發する命令の規定に違反する者ありと認むる時は臨檢尋問搜索若くは差押を爲し其違反に係るものを處分する事を得る様規定せられ且本法並本法關係法規違反者は比較的嚴重なる刑罰を賦課せらるゝものとす

### （一）害虫驅除豫防法

明治二十九年三月改正 明治三十五年二月  
法律第十七號 法律第九號

第一條 此法律ニ於テ害蟲ト稱スルハ農作物ヲ害スル各種ノ蟲類ヲ云フ

第二條 驅除豫防スヘキ害蟲ノ種類及驅除ノ方法ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム認可ヲ經タル種類以外ノ害蟲發生シ急速ノ處分ヲ要スルトキハ地方長官臨時驅除豫防ノ方法ヲ定メ之ヲ施行スルコトヲ得此場合ニ於テハ直ニ其旨ヲ農商務大臣ニ具申スベシ

第三條 害蟲田畠ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ處アルトキハ地方長官ハ豫メ期限ヲ定メ該田畠ノ作人ヲシテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサルトキハ地方長官ハ市町村費ヲ以テ之ヲ行ヒ市町村ヲシテ該作人ヨリ其費用ヲ徵收セシムルコトヲ得其費用ノ徵收ニ關シテハ市制第百二條及町村制第百二條ヲ適用ス

第四條 害蟲蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ若クハ害蟲田畠以外ノ地ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ地方長官ハ市町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ行フコトヲ得

第五條 地方長官ハ前條ノ驅除豫防ノ爲ニ市町村ニ命シテ夫役ヲ市町村全部又ハ一部ノ田畠ノ作人及所有者ニ賦課セシムルコトヲ得

夫役ハ害蟲ノ種類ニ依リテ田又ハ畠ニ區別シテ賦課スルコトヲ得

夫役ノ賦課ハ段別又ハ地價ヲ以テ準率ト爲スヘシ

夫役ハ各別ノ率ニ依リ小作人及地主ニ賦課スルコトヲ得本條ノ場合ニ於テハ市制第百二十三條及町村制第百二十七條ヲ適用セス

第六條 地方長官ハ驅除豫防ノ爲メ必要アルトキハ市町村費ヲ以テ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物薬草刈株雜草ヲ拔棄若クハ燒却スルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テハ第五條ノ規定ヲ適用ス

第七條 驅除豫防ノ必要ヨリ生シタル損害ニ對シ被害者ハ賠償ヲ要求スルコトヲ得ス

第八條 土地所有者管理者又ハ使用者ハ官吏及其指揮ヲ承クル者其地ニ入り驅除豫防ニ從事スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 地方長官又ハ郡長ハ必要ナル場合ニ於テハ北海道地方費府縣稅（地方稅）又ハ郡費ヲ以テ第三條第四條第六條ノ費用ヲ補助シ若クハ驅除豫防ニ必要ナル器具ヲ給與シ又ハ貸與スルコトヲ得

第十條 蟲類以外ノ動物又ハ黴菌ト雖モ農作物ヲ害セントスルトキ又ハ害スル虞アルトキハ地方長官ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ此法律ヲ適用スルコトヲ得

第十一條 第三條ノ場合ニ於テ地方長官ノ命令ニ從ハザルモノハ五錢以上壹圓九十五錢以下ノ科料又ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第十二條 第六條及第八條ニ依レハ官吏若クハ其指揮ヲ承クル者ノ行爲ヲ妨害スルモノハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金又ハ十一日以上二十日以下ノ重禁錮ニ處ス

第十三條 本令中市町村ニ關スル規程ハ北海道ノ區町村、沖繩縣ノ區間切島及市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル市町村ニ準ズベキモノニ之ヲ準用ス

第十四條 此法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

## （二）害虫驅除豫防法取扱手續

（明治二十九年三月  
農商務省訓令第六號）

第一條 害蟲驅除豫防法第二條第一項ニ依リ驅除豫防スヘキ害蟲ノ種類及驅除豫防ノ方法

ニ付キ本大臣ノ認可ヲ請フトキハ各害蟲ニ付キ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、名稱、方言
- 二、主ナル被害農作物ノ種類
- 三、驅除豫防ノ方法

害蟲驅除豫防法第二條第二項ノ場合ニ於テハ本條ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添フベシ

第二條 害蟲驅除豫防ノ施行ニ係ル命令ヲ發布シタルトキハ其都度本大臣ニ報告スベシ

第三條 害虫一市町村以上ニ蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキハ隣接市町村ニ於テ同時ニ驅除豫防ヲ行フヘシ

第四條 害蟲隣接府縣ニ蔓延セントスルノ虞レアルトキハ其旨ヲ關係府縣ニ急報スベシ

第五條 二府縣以上ニ跨リ害虫蔓延シタルトキハ關係府縣ハ臨時驅除豫防ノ方法ヲ議定シ施行區域ヲ定メ驅除ヲ行フベシ此場合ニ於テハ府縣知事ハ其區域及第一條第一項ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添へ直ニ其旨ヲ本大臣ニ具申スベシ

第六條 害虫驅除豫防法第十條ニ依リ蟲類以外ノ動植物ニ對シ該法律ノ適用ニ付キ本大臣ノ認可ヲ請フトキハ本令第一條第一項ノ規定ヲ適用ス

第七條 害蟲發生シタルトキハ直ニ其旨ヲ本大臣ニ急報スベシ

第八條 害虫蔓延シ若シクハ蔓延ノ兆アリテ市町村費ヲ以テ之ガ驅除豫防ヲ行フトキハ其都度直ニ左ノ事項ヲ本大臣ニ報告スベシ

一、害虫ノ種類  
二、郡市町村名

三、被害農作物ノ種類及被害見積段別

四、被害ノ状況

第九條 每年度ニ於テ市町村費ヲ以テ 施行シタル害虫驅除豫防ニ關スル事項ハ左ノ表式

(様式省略)ニ依リ翌年四月三十日マデニ本大臣ニ報告スベシ

(三)害虫驅除豫防法施行規則 (明治三十五年 縣令第四十七號)

第一條 明治二十九年法律第十七號ニ依リ本縣下ニ於テ驅除豫防スベキ害虫ノ種類左ノ如シ

害蟲名	方	言	主ナル被害植物
螟	蟲	ズイムシ、シンムシ、シザシ、シンキリ、サシムシ	稻
浮	蟲	ウンカ、コヌカムシ、イ子ノヨコバイ、ヨコブエ	稻
泥	蟲	ドロコ、ドロショイ、ベロムシ	稻
苞	蟲	ツトムシ、ハマキムシ、ハマグリムシ、カラゲムシ	稻
蟻	蟲	アラムシ、イナシャクトリ	同
象	蟲	ヨトリムシ、キンスヂツマキリ、センコウムシ	稻
天	蟲	イナゴ	同
桑	蟲	ヨトウムシ、コウジク、キリウジ、子キリムシ、ジムシ	稻
金	蟲	コガ子ムシ	同
地	蟲	ケムシ	稻
青	蟲	カミキリ、ケキリ、ジンドウ、テツボウムシ	同
蝗	蟲	クワシヤクトリ、ボウムシ、エダシャクトリ	稻
蚜	蟲	ゾウムシ	同
蠍	蟲	アブラムシ、クワジラミ	桑
綿	蟲	ワタムシ	稻
蛹	蟲	ナメクジ	豆、蔬菜
桑葉	蟲	クワハマキ	桑
桑葉甲蟲	蟲		穀菽、蔬菜、桑、果樹
桑葉捲蟲	蟲		桑、麥、蔬菜

第二條 害虫田畠ニ發生シタル時又ハ發生ノ虞アル時ハ作人ハ直チニ驅除豫防ニ着手シ同 時ニ口頭若シクハ書面ヲ以テ市町村長ニ届出デ町村長ハ郡長ニ郡市長ハ知事ニ急報スベ

シ郡市町村ニ於テ害蟲田畠ニ發生ノ虞アルヲ認メタル時亦同ジ

第三條 郡市町村長前條ノ報告ヲナス時ハ併セテ左ノ事項ヲ報告スヘシ  
一、害蟲ノ種類及方言

二、害蟲發生又ハ發生ノ虞アル町村(大字)名並驅除豫防ヲ施行スヘキ期限

三、被害農作物ノ種類及被害見積反別

四、被害ノ狀況

第四條 本則第一條ニ列記セサル蟲類若シクハ昆蟲以外ノ動物ニシテ農作物ヲ害シタル時又ハ害スルノ虞アル時ハ町村長ハ郡長ニ郡市長ハ直チニ

第五條 害蟲驅除豫防法第三條ニヨリ驅除豫防施行ノ命令ヲ發シタル時ハ郡市長ハ直チニ

町村長ニ町村長ハ直チニ當該作人ニ傳令シ指揮監督シテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサル時ハ郡長ハ直チニ町村長ニ傳令シ町村費ヲ以テ之ヲ行ハシメ市長ハ市費ヲ以テ之ヲ行ヒ其ノ費用ハ害蟲驅除豫防法第三條第二項ニヨリ當該作人ヨリ徵收スヘシ

第六條 害蟲蔓延シタル時又ハ蔓延ノ兆アル時若シクハ害蟲田畠以外ノ地ニ發生シタル時又ハ發生ノ虞アル時ハ町村長ハ郡長ニ郡市長ハ知事ニ本則第三條ノ事項ヲ具シ急報スヘシ

第七條 前條ノ場合ニ當リ驅除豫防施行ノ命令ヲ發シタル時ハ郡長ハ町村長ニ傳令シ町村

費ヲ以テ驅除豫防ヲ行ハシメ市長ハ市費ヲ以テ之ヲ行フヘシ

第八條 本則第六條ノ場合ニ於テ夫役ヲ賦課スルノ必要アリト認ムル時ハ郡市長ハ豫メ賦課ノ區域並ニ課率ヲ定メ具申スヘシ

第九條 害蟲驅除豫防法第六條ニヨリ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物藁稈刈株雜草ヲ拔棄テ若シクハ燒棄スル必要アリト認メタル時ハ郡市長ハ直チニ知事ニ具申スヘシ

第十條 害蟲一町村以上ニ蔓延シタル時又ハ蔓延ノ兆アル時ハ郡長ハ隣接町村ヲシテ同時ニ驅除豫防ヲ行ハシムベシ

第十一條 害蟲驅除豫防施行期間ノ狀況ハ町村長ヨリ郡長ニ郡市長ヨリ知事ニ毎日報告スヘシ

第十二條 每年度ニ於テ市町村費ヲ以テ施行シタル害蟲驅除豫防ニ關スル事項ハ左ノ書式(書式省略)ニヨリ町村長ハ翌年四月十日限リ郡長ニ郡市長ハ同月十五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第十三條 此ノ規則ハ發令ノ日ヨリ施行ス

#### (四) 害蟲驅除豫防法施行規則ヲ杉苗赤枯病

徽菌驅除豫防ニ準用ノ件(大正四年一月 縣令第一號)

明治二十九年三月法律第十七號害蟲驅除豫防法第十條ニヨリ明治二十九年六月縣令第三十

七號害蟲驅除豫防法施行規則ヲ杉苗赤枯病黴菌驅除豫防ニ準用ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

二〇六

### (五) 輸出入植物取締法

(大正三年三月  
法律第十一號)

第一條 植物ヲ輸入移入輸出又ハ移出スル者ハ其ノ植物及其ノ容器包裝ニ使用シタル物ニ付植物検査官吏ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ検査ハ取締上必要ナシト認ムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル物ハ之ヲ收受スルコトヲ得ス

第二條 植物検査官吏ハ前條ノ検査ヲ爲ス場合ニ於テ病菌又ハ害蟲ノ附著セル虞アリト認ムルトキハ前條ニ掲ケサル物ニ付テモ検査ヲ爲スコトヲ得

第三條 病菌又ハ害蟲ハ主務大臣ノ許可ヲ得且植物検査官吏ノ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ輸入又ハ移入スルコトヲ得ス

第四條 植査ハ勅令ヲ以テ指定スル海港ニ於テ之ヲ行フ

第五條 植物検査官吏ハ検査ノ結果病又ハ害蟲附著スト認メタル植物其ノ他ノ物ヲ消毒

又ハ燒棄シ其ノ輸入移入輸出又ハ移出ヲ禁止シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但シ當業者ニ於テ病菌又ハ害蟲傳播ノ虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第六條 植物検査官吏ハ本法ノ検査ヲ受クヘキ植物其ノ他ノ物ヲ積載シ又ハ積載セル疑アル船舶ニ臨檢スルコトヲ得

植物検査官吏ハ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ前項ノ物ノ陸揚又ハ轉載ヲ停止スルコトヲ得

第七條 主務大臣ハ病菌又ハ害蟲ノ傳播ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ特定ノ地ヨリ發送シ又ハ之ヲ經由シタル植物又ハ病菌若クハ害蟲ノ附著セル虞アル物ノ輸入移入又ハ收受ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條 植物検査官吏、稅關官吏又ハ警察官吏本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反スル者アリト認ムルトキハ臨檢尋問搜索若ハ差押ヲ爲シ又ハ其ノ違反ニ係ル物ヲ消毒若ハ燒棄シ其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

臨檢尋問搜索又ハ差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ病菌又ハ害蟲傳播ノ虞ナキ方法ニ依リ處置セラレタル物ニ付テハ第一條第三項ノ規定ヲ適用セス

第九條 第五條及前條第一項ノ處分ニ必要ナル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當業者ヲシテ

其ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第十條 本法ニ於テ病菌又ハ害虫ト稱スルハ植物ヲ稱スル菌類又ハ蟲類ヲ謂フ  
病菌又ハ害虫ニ非サル動植物ト雖主務大臣ニ於テ植物ヲ害シ又ハ害スル虞アリト認ムル  
モノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ病菌又ハ害虫ト看做ス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、詐偽ノ行爲ヲ以テ検査ヲ免レタル者

二、検査ヲ受ケルニ當リ詐偽ノ行爲アリタル者

三、第五條但書ノ場合ニ於テ許可ノ條件ニ違反シタル者

四、第六條ノ停止又ハ第七條ノ禁止若クハ制限ニ違反シタル者

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタル者

二、許可又ハ検査ヲ受ケズシテ病菌又ハ害虫ヲ輸入又ハ移入シタル者

三、第三條ノ許可ノ條件ニ違反シタル者

第十三條 本法ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若クハ忌避シタル者又ハ臨檢搜索ノ爲ニ  
スル尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若クハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ參百圓以下ノ罰金又ハ科  
料ニ處ス

第十四條 輸入者移入者輸出者移出者又ハ收受者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又

ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スペキ罰則ハ其ノ業務ニ關スル行爲ニ付テハ之ヲ  
法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ  
此ノ限ニアラス

第十五條 輸入者移入者輸出者收受者又ハ船長ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其  
ノ他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ  
自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第十六條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ  
之ヲ準用ス

### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第七條及其ノ罰則ニ關スル規定ハ全部ノ施行ニ  
先チ之ヲ施行スルコトヲ得

再訂殺菌劑驅蟲劑要覽 (完)

(大正十一・一・二・二五稿)

大正八年六月一日初版印刷  
大正八年六月五日初版發行  
大正九年七月十五日再版印刷  
大正九年七月二十日再版發行  
大正十一年三月一日三版印刷  
大正十一年三月五日三版發行

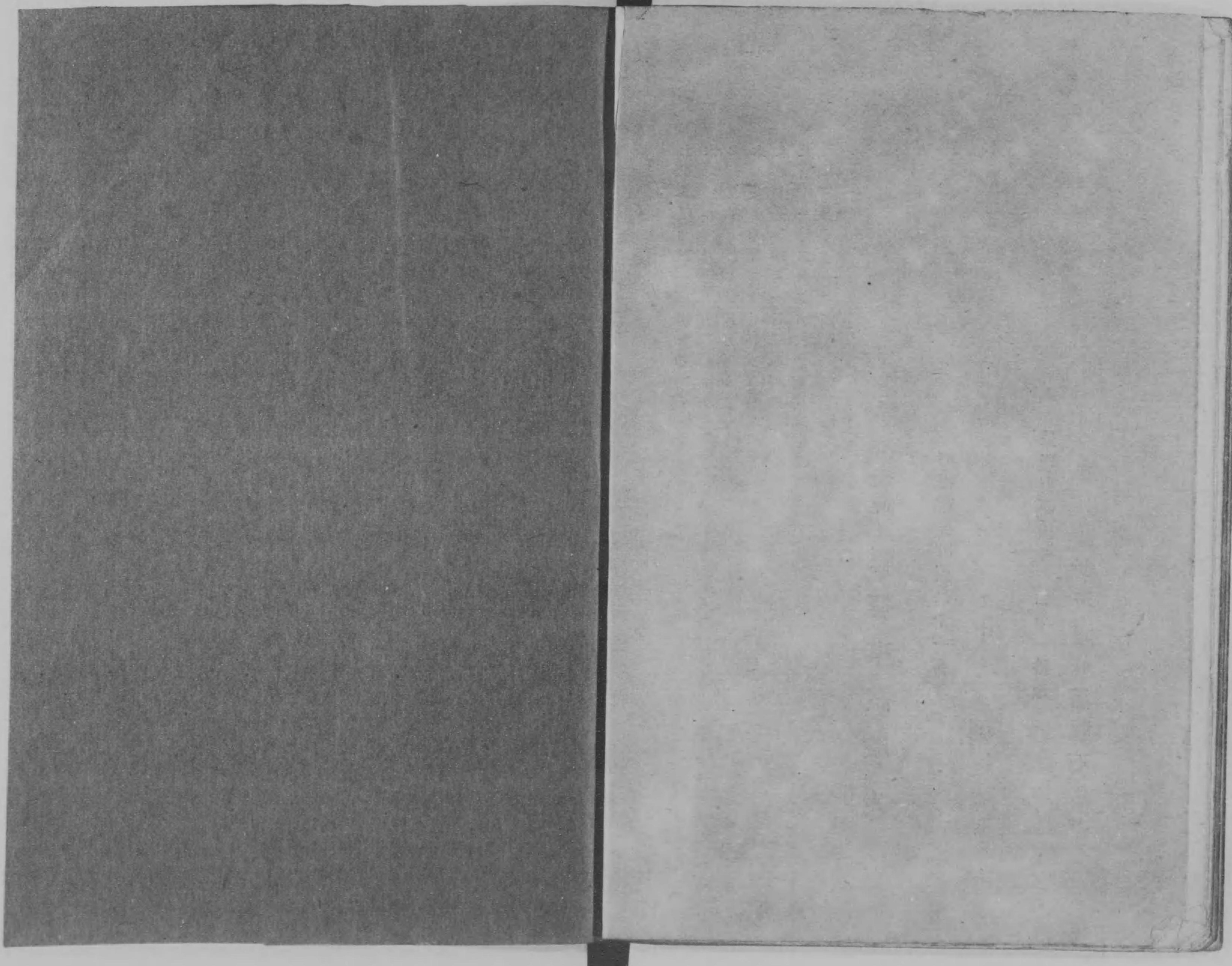
發行所 長野縣農事試驗場

長野市西後町丙二十一番地

印刷者 田中彌助

長野市西後町乙二十一番地

印刷所 長野新聞社活版石版部



388  
46.

終